

市町村等の事務について

1 受給手続き等について	1
2 審査支払い	6
3 その他支援費の支給に関し必要な事項	7
4 都道府県等の事業者・施設指定事務	7
5 措置による居宅支援の提供又は委託の基準	13
6 政省令以外に関する事項	14

I 市町村等の事務について

1. 受給手続き等について

1-1 居宅生活支援費

(1) 居宅生活支援費の支給申請手続き（省令）

〔身17の5-1項、知15の6-1項、児21の11-1項〕

居宅生活支援費の支給申請手続きとして、申請書（様式番号1）（※）の記載事項及び添付書類について規定（事務大要P10参照）。

※ 政省令案についての説明のほか、事務処理に必要となる様式を別冊において参考までにお示ししているものについては、（様式番号〇）と記載している（以下同様）。

なお、以下の点についても規定する予定。

① 市町村は、支給決定の際に「障害の種類及び程度その他の心身の状況」を勘査するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

※ 市町村から医師の診断書の提出を求められた場合、申請者は、主治医等から、障害者（児）が入院治療が必要かどうか等の診断を求めることとなる。

② 既に居宅生活支援費について支給決定を受けている者の場合、申請書に居宅受給者証も添付する必要がある。

※ この場合の支給決定後の受給者証の交付は、提出された居宅受給者証に必要事項を記載し、返還することにより行う。なお、この場合、居宅受給者証は支給決定時に提出することも可能。

(2) 居宅受給者証の交付（省令）

〔身17の5-5項、知15の6-5項、児21の11-5項〕

居宅受給者証の様式を規定。様式の内容は、別冊の様式番号15～17参照。

(3) 居宅受給者証に関し必要な事項（政令）

〔身17の5－6項、知15の6－6項、児21の11－6項〕

① 居住地等の変更の届出

支給決定を受けた障害者等が居住地、氏名を変更した場合、14日以内に居宅受給者証を添付して市町村に届出をしなければならない旨を規定。

なお、障害者等が、他の市町村の区域に居住地を変更した場合は、当該届出を受けるなどにより、居住地変更の事実を確認した旧居住地市町村は、支給決定を取り消し、居宅受給者証の返還を求めなければならない（身17の8、知15の9、児21の14）。

② 居宅受給者証の再交付

居宅受給者証を破損し又は失った者に対する受給者証の再交付について規定。

(4) サービス利用の際の居宅受給者証の提示（省令）

〔身17の5－7項、知15の6－7項、児21の11－7項〕

障害者等は、サービス利用に当たって、その都度、事業者に受給者証を提示しなければならない旨規定。

この趣旨は、事業者がサービスを提供する際、障害者等の受給資格を確認する必要があるためである。

(5) 支給量変更の申請手続き（省令）

〔身17の7－1項、知15の8－1項、児21の13－1項〕

居宅生活支援費の支給量変更の申請手続きとして、申請書（様式番号9）の記載事項について、以下のものを規定。

- ① 申請者の氏名、性別、居住地、生年月日及び居宅受給者証番号（児童居宅支援の場合、児童の氏名、性別及び生年月日も記載）
- ② 居宅生活支援費の受給の状況

- ③ 施設訓練等支援費の受給の状況
- ④ 現に介護保険法によるサービスを利用している場合にはその利用の状況
- ⑤ 申請する居宅支援の具体的な内容
- ⑥ 障害者（児）の心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった理由

（6）居宅受給者証の返還を求める場合の手続き（省令）

〔身17の8-2項、知15の9-2項、児21の14-2項〕

市町村が居宅支給決定の取消しを行った際の、居宅受給者証の返還を求める手続きについて、以下の事項を書面により障害者等に通知する旨規定（様式番号13）。

- ① 法律の規定により居宅支給決定の取消しを行った旨
- ② 居宅受給者証を返還する必要がある旨
- ③ 居宅受給者証の返還先及び返還期限

※1 障害者等が、居住地変更の届出を行う際に居宅受給者証を返還した場合など、既に市町村に居宅受給者証が提出されているときは、市町村は、②及び③の記載は要しない旨も併せて規定。

※2 市町村が支給量を変更した際の、居宅受給者証の提出を求める手続についても、上記と同様の手続を執る旨も規定する。

※3 市町村は、以上のような受給者証の返還、提出に応じない障害者等に対し、条例により過料を科すことが可能である（身48の2、知32、児62の3）。

1-2 特例居宅生活支援費

（1）特例居宅生活支援費の支給申請手続き（省令）

〔身17の6-1項、知15の7-1項、児21の12-1項〕

特例居宅生活支援費の支給申請手続きとして、申請書（様式番号7）の記載事項及び添付書類について、以下のものを規定。

- ① 記載事項
 - ・ 支給決定障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日及び居宅受給者証番号（児

童居宅支援の場合、児童の氏名、性別及び生年月日も記載)

- ・ 特例居宅生活支援費請求額

② 添付書類

- ・ 特例居宅生活支援費請求額を証明するための書類

※ 具体的には、事務大要 P 1 6 に記載したとおり、領収証及びサービス提供証明書のことである。

1－3 施設訓練等支援費

(1) 施設訓練等支援費の支給申請手続き（省令）

〔身 17 の 11－1 項、知 15 の 12－1 項〕

施設訓練等支援費の支給申請手続きとして、申請書（様式番号 1）の記載事項及び添付書類について規定（事務大要 P 1 0 参照）。

なお、以下の点についても規定する予定。

① 市町村は、支給決定の際に「障害の種類及び程度その他の心身の状況」を勘案するため必要があると認めるときは医師の診断書の提出を求めるものとする。

※ 市町村から医師の診断書の提出を求められた場合、申請者は、主治医等から、入院治療が必要かどうか等の診断を求ることとなる。

② 既に施設訓練等支援費について支給決定を受けている者の場合、申請書に施設受給者証も添付する必要がある。

※ この場合の支給決定後の受給者証の交付は、提出された施設受給者証に必要事項を記載し、返還することにより行う。なお、この場合、施設受給者証は支給決定時に提出することも可能。

(2) 施設受給者証の交付（省令）

〔身 17 の 11－5 項、知 15 の 12－5 項〕

施設受給者証の様式を規定。様式の内容は、別冊の様式番号 1 8, 1 9 参照。

(3) 施設受給者証に関し必要な事項（政令）

〔身17の11-6項、知15の12-6項〕

① 居住地等の変更の届出

身体障害者又は知的障害者が居住地、氏名を変更した場合、14日以内に施設受給者証を添付して市町村に届出をしなければならない旨を規定。

なお、身体障害者又は知的障害者が、他の市町村の区域に居住地を変更した場合は、当該届出を受けるなどにより、居住地変更の事実を確認した旧居住地市町村は、支給決定を取り消し、施設受給者証の返還を求めなければならない（身17の13、知15の14）。

② 施設受給者証の再交付

施設受給者証を破損し又は失った者に対する受給者証の再交付について規定。

(4) サービス利用の際の施設受給者証の提示（省令）

〔身17の11-7項、知15の12-7項〕

身体障害者又は知的障害者は、サービス利用に当たって、指定施設に受給者証を提示しなければならない旨規定。

この趣旨は、指定施設がサービスを提供する際、身体障害者又は知的障害者の受給資格を確認する必要があるためである。

(5) 障害程度区分変更の申請手続き（省令）

〔身17の12-1項、知15の13-1項〕

施設訓練等支援費の障害程度区分変更の申請手続きとして、申請書（様式番号11）の記載事項について、以下のものを規定。

- ① 氏名、性別、居住地、生年月日及び施設受給者証番号
- ② 現在の障害程度区分
- ③ 当該申請に係る施設支援の具体的な内容
- ④ 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった理由

(6) 施設受給者証の返還を求める場合の手続き（省令）

〔身17の13-2項、知15の14-2項〕

市町村が施設支給決定の取消しを行った際の、施設受給者証の返還を求める手続きについて、以下の事項を書面により身体障害者又は知的障害者に通知する旨規定（様式番号14）。

- ① 法律の規定により施設支給決定の取消しを行った旨
- ② 施設受給者証を返還する必要がある旨
- ③ 施設受給者証の返還先及び返還期限

※1 身体障害者又は知的障害者が、居住地変更の届出を行う際に施設受給者証を返還した場合など、既に市町村に施設受給者証が提出されているときは、市町村は、②及び③の記載は要しない旨も併せて規定。

※2 市町村が障害程度区分を変更した際の、施設受給者証の提出を求める手続についても、上記と同様の手続を執る旨も規定する。

※3 市町村は、以上のような受給者証の返還、提出に応じない身体障害者又は知的障害者に対し、条例により過料を科すことが可能である（身48の2、知32、児62の3）。

2. 審査支払い

(1) 支払い事務受託法人（省令）

〔身17の5-11項、知15の6-11項、児21の11-11項〕

（施設訓練等支援費については、身17の11-11項、知15の11-11項）

法律に挙げられた都道府県社会福祉協議会のほか、支援費の支払い事務を受託することができる法人を規定する。具体的には、営利を目的としない法人であって、以下の要件に該当するものとする旨規定。

- ① 支払い事務を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものであること
- ② 当該法人が支払い事務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつ

て支払い事務が不公正になるおそれがないものであること

※1 市町村は、上記①②の観点を判断し、委託を行うこととなる。

※2 その他、支払い事務の委託の取扱いについては、P14参照。

※3 一般的な審査支払事務の具体的な流れについては、P16参照。

3. その他支援費の支給に関し必要な事項（省令）〔身17の16、知15の16、児21の16〕

1及び2で記載したほか、以下に掲げる事項等、居宅生活支援費、特例居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給に関し必要な事項について規定。

① 支給決定の結果の通知

支給決定を行った市町村は、支給決定の結果（利用者負担額を含む）を申請者に、扶養義務者に係る利用者負担額を扶養義務者に、速やかに通知する。（様式番号2～6）（事務大要P11参照）

② 支援費請求期日

サービスを提供した月分の支援費の請求は、翌月10日までに行う。

③ 事業者の支援費請求手続き

契約支給量の報告（様式番号20）、支援費請求書（様式番号21）、明細書の様式（様式番号22～25）、添付書類の内容（サービス提供実績記録票：様式番号26～28）等の支援費請求手続き

※ 支援費の請求から支払までの具体的な流れについては、P16参照。

④ 支援費支払期日

請求を受けた市町村は、サービス提供の翌々月末までに支援費を支払う。

4. 都道府県等の事業者・施設指定事務

4-1 指定居宅支援事業者

（1）指定居宅支援事業者の指定（省令）

〔身17の17-1項、知15の17-1項、児21の17-1項〕

指定居宅支援事業者の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、居宅生活支援事業を行う者の申請により、居宅支援の種類及び居宅支援事業を行う事業所ごとに行うこととされている。

厚生労働省令においては、居宅支援事業者が指定申請時に都道府県知事等に提出する申請書又は書類に記載すべき事項について規定することとしており、具体的には下記の内容を予定している。

ア 居宅介護事業者

- ① 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
- ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- ③ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- ④ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
- ⑤ 事業所の平面図
- ⑥ 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
- ⑦ 運営規程
- ⑧ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑨ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- ⑩ 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- ⑪ 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項
- ⑫ その他指定に関し必要と認める事項

イ デイサービス事業者

- ① 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の名称及び所在地
- ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- ③ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- ④ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

- ⑤ 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の平面図及び設備の概要
- ⑥ 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- ⑦ 運営規程
- ⑧ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑨ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- ⑩ 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- ⑪ 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項
- ⑫ その他指定に関し必要と認める事項

ウ 短期入所事業者

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- ③ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- ④ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
- ⑤ 当該申請に係る事業を指定居宅支援事業者の人員、設備及び運営に関する基準（案）（以下「指定居宅支援等基準（案）」という。）I－1第4章第2節1（2）の規定の適用を受ける身体障害者更生施設等において行う場合又は同第2節1（1）に規定する併設事業所（次号において「併設事業所」という。）において行う場合にあっては、その旨
- ⑥ 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定居宅支援等基準（案）I－1第4章第3節1（1）に規定する併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備の概要
- ⑦ 当該申請に係る事業を指定居宅支援等基準（案）I－1第4章第2節1（2）の規定の適用を受ける身体障害者更生施設等において行うときは当該身体障害者更生施設等の入所者の定員、当該身体障害者更生施設等以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数

- ⑧ 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- ⑨ 運営規程
- ⑩ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑪ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- ⑫ 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- ⑬ 指定居宅支援等基準（案）I－1第4章第4節21の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- ⑭ 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項
- ⑮ その他指定に関し必要と認める事項

エ 知的障害者地域生活援助（グループホーム）事業者

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- ③ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- ④ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
- ⑤ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- ⑥ 利用者の推定数
- ⑦ 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- ⑧ 運営規程
- ⑨ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑩ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- ⑪ 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- ⑫ 指定居宅支援等基準I－2第5章第4節15に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- ⑬ 指定居宅支援等基準（案）I－2第5章第4節21に規定する知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要
- ⑭ 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

⑯ その他指定に関し必要と認める事項

※ ウの⑤等の「指定居宅支援基準（案）」については、Ⅲ事業者指定基準関係資料を参照

（2）指定居宅支援事業者の名称等の変更等の届出

〔身17の20、知15の20、児21の20〕

指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定居宅支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令の定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事等に届け出なければならないこととされている。

厚生労働省令においては、指定居宅支援事業者が届け出を行う事項について定めることとしており、具体的には下記の内容を予定している。

① 居宅介護 （1）ア①、②、④（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から⑦まで及び⑪に掲げる事項

② デイサービス （1）イ①、②、④（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から⑦まで及び⑪に掲げる事項

③ 短期入所 （1）ウ①、②、④（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から⑨まで、⑬及び⑭に掲げる事項（⑦に掲げるものについては、身体障害者療護施設等において行うときに係るものに限る。）

④ 知的障害者地域生活援助（グループホーム） （1）エ①、②、④（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、⑤、⑦、⑧及び⑫から⑯までに掲げる事項

上記の届出であって、②から④までに掲げる居宅支援の利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該居宅支援に係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

また、指定居宅支援事業者は、当該指定居宅支援の事業を廃止し、休止し、又は